黄道周獄中手書《孝経》考

伝来する黄道周書跡

写す」、「忠孝の気鬱然」と評される人品によるところが大 風格のみならず、「明季孤忠の気を以て、先聖教学の経を 末までずっと重んじられてきた。その理由は、書法芸術の 「人間の至宝」「天地の至宝」として、その没後直ぐから清 黄道周 (一五八五~一六四六) の獄中手書《孝経》は、

其の一は女壻の狄笏の収する所為り。余以て同年(進 楷格遒媚にして、直ちに鍾王に逼る。洵に人間の至宝 生 を重んじ、兼ねて其の書を愛すなり。……黄石斎先 す。良に公の平生の忠義凛然たるに由る。 明季孤忠の気を以て、先聖教学の経を写す。其の 顔清臣 石斎先生、 (真卿) 《孝経》 の書、 を書し、 書家推して唐代の冠と為 余曾で二本を見る。 後世其の人

泂 内 利 治

り。 の冊なり。吾が郷の郡太守和潜斎先生の蔵する所為 士・一七六〇)の舉秋帆制府に貽る。其の一は即ち此 字体正に復た相似す。 獲て府署の雅懐堂に観る。 乾隆辛亥(一七九二)上

えられる。「先聖教学の経」は恐らく《孝経》を指すであ 先聖教学の経を写す」ことに、 王羲之に逼ると高く評価しながら、「明季孤忠の気を以て、 を二本見、その一本を畢沅に贈ったと記し、楷書は鍾繇・ 王文治(一七三〇~一八〇二)は、黄道周の手書《孝経》 ず、獄中に写く所の《孝経》、遒勁整粛にして、忠孝 して真蹟在るは、書法に縁らずして也流伝す」の句有 の気鬱然として、真に天地の至宝なり。「石斎を臧弆 (呉孟挙)嘗て謂へらく、黄石斎の書法、 —王文治『快雨堂題跋』巻五「黄石斎先生孝経 ―民国初・楊鍾羲『雪橋詩話三集』巻三 より重きを置いていると考 中品に入ら

ろう。

の書法芸術によらず、「忠孝の気鬱然」たる人品によると提唱した文人であるが、黄道周の書跡の収蔵と伝来は、そ良・呉自枚らと『宋詩鈔』を刊行(一六七一)し、宋詩をまた呉之振(一六四〇~一七一七、字は孟拳)は、呂留

の七件がある。ところで、今日伝来する黄道周の墨跡本《孝経》には次

ころが大きいと批評している。

②楷書《孝経定本冊第十七本》台北故宮博物院蔵・宗禎辛巳(十四年)書(注1)

崇禎辛巳 (十四年)

(注2)

⑤楷書《孝経冊》広東省博物館蔵

崇禎辛巳 (十四年)

書

(注5)

崇禎辛巳(十四年)書(注6)

崇禎辛巳(十四年)書(注7)
宗行書《孝経巻》天津市芸術博物館

⑧楷書《孝経頌冊》天津市芸術博物館蔵また墨跡本《孝経頌》に次の一件がある。

に長条幅形式による行草書に名を留めるが、その一方で楷書道史上、黄道周は明末清初を代表する書人として、特崇禎辛巳(十四年)書(注8)

書の墨跡も少なからず伝来する。

べき事実である。他に伝来する書跡《孝経》としては、賀べき事実である。他に伝来する書跡《孝経》としては、賀くの中で、《孝経》関係が七件も伝来することは注目す

する事例を知らない。黄道周は何故に多くの《孝経》(お経》があるが、同一人物の書跡《孝経》がかくも多く伝来知章の墨跡本《草書孝経》や玄宗皇帝の刻石本《石台孝

る。なぜこの年に集中して《孝経》を手書したのか。この次に書写年が崇禎辛巳(十四年)に集中している点であよび《孝経定本》)を書写したのだろうか。

点は先の疑問点と関連する。

かも疑問である。するのか。また《孝経》と《孝経定本》とに差異があるのするのか。また《孝経》と《孝経定本》とに差異があるの更に①「第三十四本」や②「第十七本」は一体何を意味

記の疑問を解明し、併せて黄道周の墨跡《孝経》の伝来意しうる《孝経》の書写動機を明白にすることによって、上因って小稿では、黄道周の楷書墨跡の代表作の一と見な

(26)

投獄事 件

次のように記す(傍線部引用者、注9)。 る。門人洪京榜の子であり、同じく門人の洪思の撰になる 年半 (十五ヶ月) 「黄子年譜」(略称「洪譜」) 崇禎十三年から十五年の項は 黄道周が投獄された期間は、 八月から十四年 であり、 (辛巳・一六四一) 十二月までの約 翌十五年二月には離京 崇禎十三年(庚辰・一六四 7

は 続 騎 尚 ほ 南 昌 に 在 り 。 て上疏し、身を以て罪を代はらんことを請ふ。 下らず、而して計部主事の葉公、 諸子依依として去らず、 剡を以て聞し、而して逮命下る。子(黄道周)報を聞 ……未だ幾ならずして江西巡撫の解公、 十三年庚辰、黄子五十有六歳。北山に在り墓を守る。 濮州の人なり。登第して後、 乃ち七月に於て京に至り、 即ち五月二十三日に於て墓を辞し道に就く。 ……南昌に至り逮ふるを聞き、 同に北上せんと欲す。 緹騎以聞す。 魏璫を以ての故に出 諱は廷秀、 諱は学龍 中旨未だ 毅然とし 葉公 薦

でず。

て八月旨下り、子と解公と各"杖八十、

西庫司に問

連二十人に幾し。 廷を相望むも、 れて北寺に至り、

……十二月、

請室を過る。

同日対簿し、

Š

而

……葉公乃ち上疏し、子に代はらんと請

اخ n 仲吉と与にせしむ。旨下り、杖一百、並びに同に謀 公に参す。右堂の馬公、諱は思理、司に告げ、一室に 子の書せし所の《孝経》 りて子の筆札を購ひ、 已に散逸して復た見るべからず。 役銭に当て、 奉じて争ひて書を乞ふ。 十余日、足を抱き首を扶へ、僅かに能く起立するの 擬を発す。 血肉の爛る時に於て自ら仁義を裹む。悠悠たる命な ……(涂)仲吉乃ち復た疏を出だして施 復た西庫に過る。 誰か談ずる者為らん。」と。子、病に臥すこと八 『古人、仁義爛る時に於て自ら血肉を裹み、 子の清苦天下に聞え、 本本各、 …子、 別にして、 書せし《孝経》一百二十本、 獄中に在りて門人に与ふる書に日 諸中の貴人皆朱生(永明)に因 故に皇上も亦た宮中に於て時 子、 皆役卒の為に持ち去られ、 を見、 諸の獄役は惟だ日に紙札を 為に《孝経》 指して名を沽ると曰 ……未だ幾ならずし 各、賛義有 を書き以て (邦曜

詔獄に付さる。乃ち又た葉公廷秀を追論し、 未だ相識る能はず。 施公落職して家に回り、 諸君子累累然として司 馬公逮は 復た逮は

の指使を究詰す。

刑 戍せらる。 十四年辛巳、 部 又疏す。 馬公と涂仲吉、 讞 (判決)を擬す。 ……疏上り、 黄子五十有七歳。 亦た各≦閩に、 辰陽に謫戍せらる。 子乃ち上疏す。 請室に在り。 楚に、 ····+= 辰州に分 十一月、 解公、

逮捕されて「詔獄」に入れられた。そこで下された刑 れていた。黄道周は、崇禎帝から嫌疑をかけられ、緹騎に ことができ、 主直属の監獄であり、 文中の「緹騎」は罪人を逮捕する役人であり、崇禎帝が | 杖八十」であり、その後「西庫」に旋回されたのである。 ったスパイであろう。当時、 詔獄」が置かれていた。これは正規の裁判を通さない 十五年壬午、黄子五十有八歳。 楚に適かんとして、道を取りて大滌に至る。 リンチともいえる過酷な拷問が日常的に行わ 君主の命令一つで簡単に人を罪する 紫禁城警護の禁軍錦衣衛 春二月、京を出で、 将 放 が 君

> この時期に書かれた黄道周の詩文に基づき、 二十六衛があり、 のようになる (注11)。 司とともに横暴を極めた。また上直衛の親軍指揮使司には 行為を行う権限を持ち、平民や一般官吏を抑圧し、 設けたが、 黄道周の逮捕、 北京衛の鎮撫司が 受刑、 錦衣衛はその一つである 移送、 「北鎮撫司」であり、 拷問、 出獄などの経緯 (注10)。 整理すると次 南鎮撫 スパ を 1

そもそも、黄道周が詔獄に投獄された事件の発端は四月に同十二月十九日―出獄、刑部判決「湖南辰陽左遷」。同十二月下旬―北鎮撫司に移送、拷問される。同八月一日・二日―「杖八十」の刑を受ける。十三年七月下旬―南昌で逮捕、北京に護送。

廷杖 政司 夏四月戊午、 黄道周を逮ふ。 夏四月戊午、江西巡撫僉都御史解学龍及び挙ぐる所の 0) '都事の黄道周を薦挙す。 藐法狗私」 を以て、 戍を論ず。 巡撫 江西右僉都御史解学龍、 『明史』巻二十四· 荘烈帝本紀 俱に逮へ刑部の獄に下し、 道周 『崇禎実録』巻之十三 0) 「党邪乱政」、 佐領官及び

庫」ともいう。

さらに「請室」に移送されたが、これ

は

刑部の俗称であり、「白雲

遡る。

俗称「北司」「北寺」

とも

西庫」は司法を掌る行政官庁、

「北鎮撫司」の別称であり、

明代軍事官制の一に、

官府

「京衛指揮使司」が

あり、

「指揮使」

を置き京師禁衛を掌握した。

南京衛・北京衛の三衛があり、

それぞれ「鎮撫司」を

禁衛には上直

両書から、崇禎帝より逮捕の直旨が下った日は、四月戊午

(七日) であることが判明する。

(字は石帆)

は、江蘇興化の出身で、

万暦四十一

旧例に従い、黄道周を推挙したところ、黄道周ともども詔十二年冬、南京兵部右侍郎に昇格し、十三年春、赴任前にし、しばしば収賄官僚を糾弾し、多く建策を行った。後に太常少卿、太僕卿に遷り、五年に江西巡撫に改められる。太常少卿、太僕卿に遷り、五年に江西巡撫に改められる。太常少卿、太僕卿に遷り、五年に江西巡撫に改められる。本常少卿、太僕卿にところ、黄道周と同年の進士。金華・東昌推官を経て、天啓二年(黄道周と同年の進士。金華・東昌推官を経て、天啓二年(黄道周と同年の進士。金華・東昌推官を経て、天啓二年(黄道周と同年の進士。金華・東昌推官を経て、天啓二年(黄道周と司

して逮命下る」はそのことを指す。「薦剡」とは人材を薦らずして江西巡撫の解公、諱は学龍、薦剡を以て聞し、而獄に下されたのである。「洪譜」引用文冒頭の「未だ幾な

かけられたのである。から「党邪乱政」、すなわち結党し政治を乱すとの嫌疑がから「党邪乱政」、すなわち結党し政治を乱すとの嫌疑がこの解学龍の推挙が黄道周逮捕の引き金となり、崇禎帝

める公牘のことである。

い、「朋串僥乱」という罪に擬せられ、八月に江西布衣政し、三度上奏文を奉った。そのため、崇禎帝の怒りを買楊嗣昌・陳振甲らが「奪情」してまで入閣したことに反対すでに黄道周は、崇禎十一年(戊寅・一六三八)八月に、

司都事に左遷されている。

異常なほど執拗で、年越しの不信と怨悪の増幅に起因する。この不信と怨悪は年越しの不信と怨悪の増幅に起因する。この不信と怨悪はよって、この投獄事件は、崇禎帝の黄道周に対する、三

党」の説を為し、以て上の怒りを激し、必ず先生を殺是の時に当り、告して公行を訐き、小人創りて「福

して後已まんと欲す。

黄宗羲撰『明儒学案』

巻五十六

績、 龍 多くの人達が連座した。黄文煥、 説とは、 ٤ この結果、 葉廷秀、 楊廷麟、 崇禎帝は黄道周を殺そうとまでしていた。 福建出身の人間が党派を組むという捏造である。 劉履丁、 黄道周のみならず、「牽連二十人に幾し」と、 馬思理、 董養河、田詔らが連座し、特に解学 涂仲吉はそれぞれ閩、 陳天定、 文震亨、 楚、 一福党」の 辰州に左 孫嘉

三、獄中手書《孝経》

遷された。

同じく門人の荘起儔の編「漳浦黄先生年譜」(略称「荘事項を検討してみる(注12)。 黄道周の年譜及び伝記資料から、《孝経》書写に関する

譜」)の崇禎十三年の項は次のように記す。

(29)

朱生に因り、其の間に先生の筆剳を購ふを以ての故にを以て、散尽し余無し。……而して諸中の貴人、竊にを以て、散尽し余無し。……而して諸中の貴人、竊にを以て、散尽し余無し。……而して諸中の貴人、竊にを以て、散尽し余無し。 (本) を書き以て役銭に当を以て、散尽し余無し。 (本) を書き以て役銭に当を以て、散尽し余無し。 (本) を書き以て役銭に当を以て、散尽した。 (本) を書き以ての表に、諸の獄卒は皆敢へて先生の書

《孝経》百二十本を書き、金銭と引き換えに持ち去られ、る。両譜の文章から、獄卒に請われて、黄道周は獄中でこの一文は先に引用した「洪譜」傍線部とほぼ同文であ

皇上も亦た宮中に於て時時先生の書せし所の《孝経

を見、指して名を沽ると曰ふ。

の全集『黄漳浦集』(注13)に関連する記載がある。(一六四五~一七一二)の『式古堂書画彙考』および黄道周《孝経》書写のより詳細な経緯については、清・卞永誉

《孝経》を写くこと已に五十部を過ぎ、

意も亦た稍

倦

帝の目に止まり、売名行為と見なされたことが解る。手元に残らなかったこと、そしてその《孝経》が宮中の皇

教へを得ること甚だ感感なり。《定本》のみ一二吾輩の処に在り。

に受く可けん。今藉りし《孝経》二本、導きて之を還に一事を想ひ、瞠目して長嘆するのみ。尊翁の資如何む。別に起草せんと欲するも、又書無きを苦しむ。毎

在り、

故に曰く行は

《孝経》

に在るなりと。

辛巳秋

白雲庫に書す。

嚮て西庫に在り、此の経百二

さん。

井底に星辰を望み、率率として《今文》六十五本を書(徳璟)に与ふる札二巻の一」(『黄漳浦集』未収)―『式古堂書画彙考』巻之二十八「黄銅山の蔣八公

(30)

諸の煩喙を想省す、

為に其の疵を掩ふなり。《今文》皆な散去し、唯だ

―『黄漳浦集』巻二十三書後「書《孝経別本》後」口。再び此の冊を見る、時に鄴山に在り。

に移す有り。七部に「豳風・七月」の詩を「庶人」の故に三十有三部に、「小雅・宛」の詩を「庶人」の首各、論有り、文と義を著し、咸な殊れり。其の「庶黄子、詔獄中に書せし所の一百二十本《孝経》、本本黄子、詔獄中に書せし所の一百二十本《孝経》、本本

たり。余は尚ほ晋公蔣若梛(徳璟)の家に在り。尋ぬ可し。此の本は蓋し諸を涂待詔徳公(仲吉)に得

尾に補ふ有り。今皆散亡す、幸に此の七本猶ほ或ひは

これらの文章から、次のことが判明する。 ―同・巻首附「黄子伝」洪思撰ふ。 ―同・巻首附「黄子伝」洪思撰字を乞ふ者有り、輙ち《孝経》三二本を書して之に予字を乞ふ者有り、輙ち《孝経》

百二十本を書いた。
九日までの約八ヶ月)の間に、刑部の獄中で《孝経》
1 黄道周は崇禎十四年下半期(五月二十日から十二月十

り看質に配ったに、特殊「MM、ご言」の「ない、戦兢兢、如臨深淵、如履薄冰」(注14)を「庶人章」に《孝経別本》四十本は詩経「小雅・(小) 宛」の「戦

なる。(「第十七本」と「第三十四本」はともに後者の例屋、其始播百穀」を「庶人章」の末尾に置く七本から稼既同、上入執宮功、昼爾于茅、宵爾索綯、亟其乗の冒頭に置く三十三本と、詩経「豳風・七月」の「我

である。)

存していない。 涂仲吉に一本を贈ったが、当時すでにこの七本しか現 二十五本は親友らに贈った。そのうち蔣徳璟に六本、 《孝経別本》すなわち《孝経定本》は、四十本のうち

f《孝経》百二十本(《今文孝経》八十本と《孝経別本》

(31)

四十本)は、求めに応じて、 これが後世に伝来する。 獄卒または他の人に与え

ころで、《孝経別本》(《孝経定本》)を書き始めた。 《今文孝経》を五十本、ついで六十五本まで書いたと

建京子刻本」があり、すべて国学に依って頒布したも 「石台本」には、当時「会稽虞本」、「中州呂本」、「福

文献のほか、多くの文献が指摘する。 黄道周が獄中で《孝経》を書写した事実は、 以上の基本

のである。

公、獄中に在りて《孝経》百余本手書し、流伝して宝

—明·黄景昉撰『黄道周誌伝

道周、獄に在りて、《孝経》百余本を手書す。

毎日獄に在りて、《孝経》を手書し、其の天恩に感佩 ―明・査継佐撰『罪惟録』巻十二「黄道周伝

聖徳を頌揚するを極む。

二十本なり。……会が諸の内侍時に書せし所の《孝 ひ、道周為に《孝経》を書して役銭に当つ、凡そ一百 時に道周繋獄中に、 —清·邵廷寀『東南紀事』巻三「黄道周伝 諸の獄吏日に紙筆を奉じて書を乞

経》を購ひ内に入れ、上時に一たび之を見、指して名

のように記載される。

を好むと為す。

—清・陳汝咸等撰 『康熙漳浦県志』巻十五

黄道周伝

道周繋獄の時、吏日に紙筆を奉じて書を乞ひ、道周為 に《孝経》凡そ一百二十本を書す。

一清・蔡世遠撰『二希堂文集』

黄道周伝」修漳州府志作

《孝経》百二十本を書す。 公獄に繋がれ、吏日に紙筆を奉じて書を乞ひ、

清・汪有典撰『史外』巻七「黄道周伝」

道周獄に繋がれ、吏日に紙筆を奉じて書を乞ひ、 《孝経》百二十本を書す。

経》凡そ百余本を書き、皆精楷たり。 て杖を拝し、 黄忠端、崇禎辛巳に於て、詔獄自り刑曹を過り、初め 清・徐鼒撰『小腆紀伝』巻二十三「黄道周伝 血肉淋漓として、敗几に據りて日に

これらの記載はほぼ同文と見なしうるが、厳密に言えば誤 獄卒または他の人に与えた点である。また伝承されると次 八十本と《孝経別本》四十本の別があり、求めに応じて、 っている。すなわちb・fに整理したように、《今文孝経》 清·梁章鉅『退庵題跋』

黄道周、疏を具す毎に、皆手書して上聞し、従ひて筆

銀一両、人争ひて之を市ひ、以て家珍と為す。るがごとく、序賛に一も重なる者無く、毎本售ることを倩はず。廷杖下獄に及び、猶ほ《孝経解》を手書す

石斎先生の獄中、以て自給する無く、常に《孝経》を一明・李清『三垣筆記』附識上・崇禎

り、金銭に換えたことと、それが市場に出回って珍蔵され一三~一六七三)の関心は、黄道周が《孝経》を書いて売

明朝遺民である李垣(一六〇二~一六八三)や帰荘(一六

書して之を鬻ぎ、

毎本二金なり。

- 『帰玄恭文続鈔』

すと。

四、「孝経」に関する著述

たことに移っている。

道周には『孝経』の著述が七種ある。出版社)「四、著述版本考(七)『孝経』類」に拠れば、黄田版社)「四、著述版本考(七)『孝経』類」に拠れば、黄保真平著『黄道周紀年著述書画考』(一九九五年廈門大学

- 1 「孝経定本」(別称「孝経別本」)
- 2 【孝経本賛】(別称「孝経賛」「孝経賛義】
- 4 『孝経頌』一篇
- 5 「聖世頒孝経頌」一篇

- 6 【孝経集伝】四巻(別称「孝経大伝」(『孝経読本』)
- このうち6については、「洪譜」に記載がある。7『孝経外伝』

崇禎十六年癸未、秋八月朔、『孝経集伝』成り、崇禎十一年戊寅、『孝経大伝』を作る。

経ず、乃ち九江に於て其の遺緒を綜べ、以て同人に示子曰く、「『孝経』の書、戊寅より起草し、未だ進呈を

集大成であることが解る。この間、黄道周が獄中にて百二『孝経集伝』は六年の歳月を費やして完成した『孝経』の

十本《孝経》を手書したことは、

集伝】四巻は、福建巡撫採進本として『四庫全書』経部・述が常に念頭にあったからであると思われる。この『孝経

是の書、廷杖下獄の時に作る。其の作書の旨、門人の孝経類にも収録される(注15)。

―『四庫全書総目提要』巻三十二筆記する所の者に見ゆ。

序」に注した洪思を指す。

文中の「門人の筆記する所の者」とは、次の「孝経大伝

洪思曰く、子、経筵講官為りしとき、

易

詩

未だ孝経に及

二十篇を請ひ、太子の為に講読するも、

一方で『孝経集伝』の著 (33)

甲、皆争ひて奪情して起つ。父を無し君を無するの言講ぜず、遂に人心をして此に至らしむ。楊嗣昌、陳振ばざるのみ。念ふに是の経は六経の本為り、今此の経

筆したかを明快に指摘している。発端は経筵での講義でこの一文は、明らかに黄道周が何故に『孝経』に拘り、執べ、以て講筵の闕を補はん。 --『黄漳浦集』巻二十天下に満ち、大ひに憂ふ可し。乃ち退きて是の経を述

『孝経』に及ばなかったからであるが、直接的には、

崇禎

と同時に、自定本のナンバリングである。

らかにするためであった。黄道周は「孝経大伝序」の冒頭のない状態が天下に満ちていることを憂え、その大義を明「奪情」してまで入閣したことに反対し、父子君臣の言説十一年(戊寅・一六三八)八月に、楊嗣昌・陳振甲らが

に次のように述べている。

『孝経』なる者を観るに、

道徳の淵源、

治化の綱

礼』十有七編、皆『孝経』の疏義為り。 ――同前戴礼記』四十有九篇、『大戴礼記』三十有六篇、『儀領なり、六経の本、皆『孝経』より出で、而して『小

め

たかったからではないだろうか。

借りて、自身の忠義心を訴えつつ、

君臣の義を世に知らし

五、結び

臣の忠孝の倫理を天下に明らかにし、自身が党派を組んで黄道周が《孝経》をかくも多く手書した理由は、父子君

る。「第十七本」及び「第三十四本」は、書写回数を表すず、自定本である《孝経定本》を書写しているからであする。その理由は、単に通行本《孝経》の書写に止まらと同時に、『孝経集伝』の執筆がその背後にあったと推定と同時に、『孝経集伝』の執筆がその背後にあったと推定の治を乱す意思などないことを崇禎帝に訴える手段であっ政治を乱す意思などないことを崇禎帝に訴える手段であっ

うことを説く「庶人章」の末尾に引用した本意は、詩意をうものである。黄道周がこの詩を、農民を中心に父母を養く国を愛し、またよく私事を務めたという豳民の古俗を詠家の事を収める、公事を先にして、私事に及ぶという、よ夫が冬の農隙の時に、まず公事の役に服し、しかる後に私夫が冬の農際の時に、まず公事の役に服し、しかる後に私夫が冬の農際の時に、まず公事の役に服し、しかる後に私

懼したからであり、また一方で小人批判をする意図があっ実な人間として自ら身を慎み、戒めて禍患に中ることを恐如履薄冰」を「庶人章」の冒頭に置いたのは、一方で、忠また詩経「小雅・(小)宛」の「戦戦兢兢、如臨深淵、

たためと思われる。

術風格の評価もさることながら、 の世界を具現化した墨跡として、 いえよう。そうであるがゆえに、 治に対し、自己の忠孝思想を明確に表出した書跡であると り、楊嗣昌・陳振甲ら孝徳の義を踏み外した小人による政 **墨跡《孝経》は、政治思想を獄中から訴えた書跡であ** 人品が高く評価されてき 忠孝の気概に溢れた内心 黄道周の書跡中では、芸

注

たのである。

- 1 巳八月、白雲庫下、黄道周謹書/第三十四本」と記し、【白文 ある。紙本で書心毎葉二〇・〇×九・二㎝。[内題] は「孝経 印】「黄道周印」を鈐す。[跋文]は韓崇(辛巳)と羅振玉(宣 定本」とある。[落款]は「右経十八章三百三十六句一千八百 二十七字。/諸本字句参逹、不合経緯。要以此本為準。/崇禎辛 ①東京国立博物館蔵本は犬養木堂旧蔵、高島菊次郎氏寄贈で
- 白雲庫下/第十七本」と記し、【白文印】「道周私印」【朱文印】 三×三七・一㎝。[内題] は「孝経定本」とある。[落款] は 「右経十八章一千八百二十七字。……辛巳秋深、黄道周再書于 (界線および罫線)がある。十一開の紙本で書心毎葉二六・ ②台北故宮博物院蔵本は梁章鉅・王世杰の旧蔵で、鳥絲欄

統庚寅) がある

す。[跋文] は周寿昌 (同治二年)、羅惇衍 (同治乙丑)、毛昶 「幼玄」及び【白文印】「四事不能」【朱文印】「三公不易」を鈐 (同治六年丁卯)、袁保恒 (同治丁卯) がある。

3 ③北京故宮博物院蔵本は十三開の紙本で、書心毎葉二五 道周再識于白雲之庫」と記す。末尾鈴印無し。[跋文] は周易 款〕は「右経十八章通千八百二十二字。……崇禎辛巳八月、黄 延會)、[内題]は「孝経定本/黄道周謹書」とあり、【朱文印】 八×一三・九㎝。[外題] に「忠義本原」(未詳)・「清玩」(顧 「嘉慶御覧之寶」「石渠寶笈」「寶笈三編」他二印を鈴す。[落

題簽」とあり、[内題]は「孝経定本/黄道周謹書」とある。ま 二四·五㎝。[題簽] は梁山舟書で「石斎先生書孝経真跡 ④瀋陽故宮博物院蔵本は五開の紙本で、書心毎葉一三・五×

(雍正元年中秋後四日)がある。

た[跋文]は梁山舟がある。 ⑤広東省博物館蔵本は十七開の紙本。

5

- 6 ⑥西泠印社蔵本は十五開の紙本。書心毎葉一五×二三㎝
- ⑦天津市芸術博物館蔵本は絹本。

四×一二・七㎝。[内題]は「孝経頌」とあり、【白文印】「石 甚/潦艸、不忍棄寘。後之覧者、或有諫其/草創略其迂疎。 して「是作頌之初本、起草未定、有更易十余/句及改定数十字 庫」と記し、【白文印】「黄道周印」を鈐す。さらに [再識] と 斎」を鈐す。[落款]は「崇禎辛巳元冬黄道周頌并書于白雲之 ⑧天津市芸術博物館蔵本は十二開の紙本で、書心毎葉二三・ 要其大概。書在初/編時、已凝寒筆硬、 而是編細書、

(同治丁卯孟夏)・李慶彤(虚白斎・光緒改元十月廿有六日)が斎祓敬観」とあり、[跋文]は陳楷(咸豊辛酉中秋日)・呉重然印】「黄幼平」を鈐す。[跋語]に「咸豊十有一年秋八月王慶雲十月初七日道周再頓首識。」があり、【朱文印】「石斎」【白文後本以閑定、或并為/之揚汰無以塗跣貽慙脩士、固所願也。/

12

一部分の図版だけであり、⑤⑥⑦は図版も未見である。得たのは①のみで、②③④⑧は図版による。またそのうち④はただし、以上に挙げた①から⑧の中で、筆者が実際に過眼しある。

録に次の六種がある。 民出版社一九九九年九月刊行「校点前言」に拠れば、歴来の著9 洪思等撰・侯真平・婁曾泉校点『黄道周年譜附伝記』福建人

- 明洪思「黄子年譜」(洪譜)
- (2) 明荘起儔『漳浦黄先生年譜』(荘譜)
- (3) 清鄭亦珮『黄石斎年譜』(鄭譜)
- (5) 清莊亨陽『黄忠端公年譜』(亨陽譜)

4

清黄玉璘

| 黄忠烈公年譜| (玉璘譜)

ただし(4)玉璘譜と(5)亭陽譜は伝来しない。

清金光耀等「先儒黄子年譜集成」(金譜

職官辞典』吉林文史出版社一九九一年十月刊行「附二、歴代官簡述―第十五 明代官制」五七頁および賀旭志編著『中国歴代官制』 滅雲浦・朱崇業・王雲度著『歴代官制・兵制・科挙制表釈』

制表—11

明朝官制表(1)中央官制」六九五頁参照。

- 勘記[四六][四七]に拠る。
- 参照した年譜及び伝記は、前注9『黄道周年譜附伝記』所収 参照した年譜及び伝記は、前注9『黄道周年譜附伝記』所収

- 「孝経頌」・「聖世頒孝経頌」(以上巻二十八)、「孝経辨羲」(巻本後」・「書孝経頌後」・「書聖世頒孝経頌後」(以上巻二十三)、いるので挙げておく。「書古文孝経後」(巻二十二)、「書孝経別

たこの他、『孝経』に関する著述が『黄漳浦集』に収録されて

(大東文化大学)